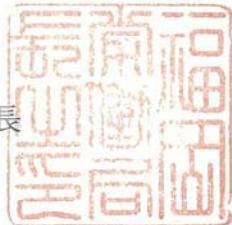


大
福岡労発基 1121 第6号
平成 30 年 12 月 11 日

一般社団法人 福岡県建設業協会
会長 殿

福岡労働局長



冬季における転倒災害防止対策の推進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年における休業 4 日以上の死傷災害のうち、最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省と災害防止団体の主唱により「STOP! 転倒災害 プロジェクト」を踏まえ、福岡労働局においては、「STOP! 転倒災害 セーフティチェック」を実施しているところです。

しかしながら、平成 30 年 10 月末現在の速報値では、福岡県内における転倒災害の件数は前年同期比で、33.1% の増加であり、ほぼ全業種で増加傾向がみられるところです。

福岡労働局では、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 2017 年比で 7 % 以上減少させるという「第 13 次労働災害防止計画」の目標を掲げていますが、この目標達成のためには最も件数の多い転倒災害の防止を一層推進する必要があります。

また、昨年度の冬季（平成 30 年 1 ~ 3 月）における転倒災害は、降雪や積雪、凍結した日に多く発生しており、休業 4 日以上の死傷者が一昨年に比べ 3.8 倍増加していることからも、この時季の備えが必要です。

こうしたことから福岡労働局では、下記の取組を行うこととしたので、御了知いただきとともに、貴団体におかれましても、別添リーフレットの活用等により、冬季における転倒災害の防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 事業場に対する周知啓発、指導について

（1）準備期間の設定

1 ~ 2 月（積雪や凍結による転倒災害が多い月）の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設

けるよう指導すること。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において、特にイの対策に取り組むよう指導すること。

ア 一般的な転倒災害防止対策

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか

台車等の障害物の除去

(ウ) 明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置

(エ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

(オ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

(カ) 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進

(キ) 定期的な職場点検、職場巡視の実施

(ク) 転倒予防体操の励行

イ 冬季における転倒災害防止対策

(ア) 気象情報の活用によるリスク低減の実施

① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知

③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し

(イ) 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底

① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知

④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し

⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

2 労働局等と連携した取組

各労働災害防止団体においては、労働局・労働基準監督署と適宜協力の上、傘下の会員事業場への周知を要請すること。また、労働局、労働災害防止団体等が主唱等する年末年始無災害運動（中央労働災害防止協会主催、年末年始の1か月程度）の実施期間をとらえ、効果的な周知を行うこと。